

平成 20 年度・平成 21 年度 豊根村競争入札参加資格審査申請要領 『建設工事』・『設計委託等』

平成 20 年度及び平成 21 年度において豊根村が発注する『建設工事』・『設計委託等』（設計・測量・建設コンサルタント等）の競争入札等に参加を希望される方は、次により申請をしてください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 『建設工事』の契約に係る競争入札については、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 3 条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受け、資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

「定時申請」に電子申請される方

審査基準日（決算日）が平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日の間にあるもの。ただし、決算期の変更等により審査基準日（決算日）が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

「随時申請」に電子申請される方

申請日からさかのぼって 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とするもの。

- (2) 『設計委託等』の契約に係る競争入札については、建築設計を希望する方は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく「建築士事務所」の、一般測量又は航空写真測量を希望する方は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に基づく「測量業者」の、若しくは、法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しない方。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (4) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でない方

2 申請の方法

- (1) 電子申請を行おうとする者は、「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」（以下「電子調達システム」という。）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

- (2) 電子申請は、支店等の有無にかかわらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）代表者名義のICカードで行ってください。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。
契約を締結する営業所は、『建設工事』については、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です。また、『設計委託等』については、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意、申請者操作マニュアル及び「電子申請上の注意点」に従ってください。
- (5) 『設計委託等』については、代表審査自治体に4(2)の書類を送付してください。代表審査自治体は、システムで自動的に決定されます。豊根村が代表審査自治体の場合には、本村へ、その他の場合は、決定された自治体へ送付してください。

3 受付期間

- (1) 定時申請 平成20年1月4日(金)～平成20年2月15日(金)
平日（曜日及び土曜、祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで
- (2) 随時申請 平成20年4月1日(火)～平成22年1月29日(金)
平日（日曜日及び土曜、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、下記の書類を各1部、所定期日までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3ヶ月以内のものとし、（写し可。）

- (1) 『建設工事』については、豊根村への別送書類は、必要ありません。
申請先団体により必要となる別送書類に違いがありますので、電子申請を行う前に事前に別送書類を確認してください。別送書類は、2(1)に記載したポータルサイトから確認できます。
- (2) 『設計委託等』について
ア【代表審査自治体】に提出する書類
法人の場合・・・ 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）
個人の場合・・・ 代表者の身元証明書（本籍地の市区町村長が発行する身元証明書（日本国籍を有しない方は外国人登録証明書））
代表者の登記されていないことの証明（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では、郵送申請も可能。）
イ【豊根村】が代表審査自治体でない場合
豊根村への別送書類は、必要ありません。

(3) 提出期日

定時申請 データ送信日から 7 日以内必着。(ただし、最終提出期限は、平成 20 年 2 月 20 日(水)必着)

随時申請 データ送信日から 7 日以内。

上記、の提出期日の最終日が休日(日曜日及び土曜、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日)に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

ただし、定時申請時においては、最終提出期限は、平成 20 年 2 月 20 日(水)必着とします。

(4) 提出先

《代表審査自治体》 代表審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。(『設計委託等』のみ)

5 資格審査

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

6 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は、次のとおりとします。ただし、平成 22 年 4 月 1 日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時申請 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで有効とします。

(2) 随時申請 入札参加資格決定の日から平成 22 年 3 月 31 日まで有効とします。

7 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 4 条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始決定又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

8 グループ経営事項審査及び持ち株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱いについて

平成 6 年建設省告示第 1461 号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業として再登録を受けることができます。この場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

9 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続を行ってください。ただし、定時受付の変更手続は、平成 20 年 4 月 1 日からとなります。

10 その他

- (1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。
- (2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は、保管して置いてください。
- (3) 入札参加資格者名簿及び入札結果を公表する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

11 問い合わせ

- (1) システムに関すること
ヘルプデスク
電話 0120 059 399
- (2) 内容に関すること
豊根村役場 総務課 契約担当
〒449-0403
愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2
電話 0536 85 1311
FAX 0536 85 1164
Eメール info@vill.toyone.lg.jp

【電子申請上の注意】 『建設工事』

- 1 電子申請を行う前に、申請先自治体の申請項目、別送書類の種類をご確認下さい。
ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>
- 2 各申請項目は、画面及びマニュアルに従って入力してください。以下の項目は、それぞれの説明を参考にしてください。
- 3 審査（格付）状況照会
電子調達システム（CALS / EC）にアクセスして審査（格付）の進捗状況を参照することができます。
「入札参加資格申請（本人による申請）の照会 / 補正」 「申請状況照会 / 補正申請 / 取下申請」（参照する際には、ICカードが必要です。）
なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査（格付）の進捗状況を確認してください。

（ 補足説明：補正について）
補正指示には、次のものがあります。
職員が補正指示を出した場合（審査中補正） 代表審査自治体、申請先自治体
システムが自動的に補正指示を出した場合（仮受付中補正） 経審チェック

- 4 審査（格付）結果
電子調達システム（CALS / EC）にアクセスして格付結果を参照することができます。
「入札参加資格申請（本人による申請）の照会 / 補正」 「格付結果照会」
（参照する際には、ICカードが必要です。）
なお、定時申請の場合は、平成 20 年 4 月 1 日から参照可能です。

申請項目について

- 1 申請者情報入力（共通：マニュアル5 - 1 - 3 ~）
画面及びマニュアルに従って入力してください。
 - （1）許可番号等
一般建設業と特定建設業を共に保有している方は、「特定」を入力してください。

- 2 契約営業所入力（申請先別：マニュアル5 - 1 - 7 ~）
画面及びマニュアルに従って入力してください。
 - （1）経営審査項目
電子申請においては、経営審査項目について次の内容についてチェックを行っていただきますので、申請にあたり十分ご注意下さい。入力内容に誤りがあった場合に、電子申請が受けられない場合があります。
経営事項審査基準日が電子による申請日から1年7か月以内か。
建設業許可番号と審査基準日に誤りがないか。
資格審査を希望する業種について、経営事項審査の総合評定値の通知を受けているか。
 - （2）資格審査を希望する業種
建設業法に規定する28業種から契約を締結する営業所の許可業種及び資格審査を希望する業種を入力してください。また、専門工事を希望する場合は、別表4を参考に希望する業種を入力してください。

- 3 共通情報入力（共通：マニュアル5 - 1 - 29 ~）
 - （1）建設業労働災害防止協会
労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を入力してください。
（照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部〔電話052 242 - 4441〕）
 - （2）建設業退職金共済制度
中小企業退職金共済法（昭和39年法律第160号）に基づき設立された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を入力してください。
（照会先：建設業退職金共済機構愛知県支部〔電話052 - 243 - 0871〕）
 - （3）ISO認証取得状況
申請時において、ISO9001、9002、ISO14001のいずれかについて、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください。
 - （4）常勤職員数
申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。
 - （5）有資格者技術職員数等
ア 申請日現在における有資格者数を入力してください。なお、資格者数の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。ただし、1級 ・ 2級 については上位のもののみを入力してください。
イ 「合計」欄には該当する資格の延べ人数を、「実人員」欄には実際の資格取得者数

を入力してください。

なお、「技術士」は技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる者を指します。

(6) 監理技術者資格者証所持者数

ア 申請日現在における監理技術者資格者所持者を業種別に入力してください。なお、資格証の人数は、会社全体の資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

イ 「合計」欄には該当する資格の延べ数を、「実人員」欄には、実際の資格取得者数を入力してください。

4 個別情報入力(共通:マニュアル5-2-31~)

(1) 指名・契約実績

申請を希望する業種について、電子申請日をさかのぼって2年前から電子申請日現在までに豊根村(本村の外郭団体である公社等からの指名・契約実績を除く。)から受けた指名(見積りを含む。)又は契約した実績の有無を入力してください。

(2) 障害者雇用率達成状況

(3) 労働者災害補償保険の加入状況

(4) 外資状況

外資系企業(日本国籍会社を含む。)のみ「国名」に外国名を、「(比率%)」内に当該国の資本比率を入力してください。なお、「日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「日本国籍会社(%)」とは一部外国資本の会社をそれぞれさします。

(5) 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(6) グループ経審

(7) 専門工事实績内容

希望する業種のうち、「専門工事」コード一覧表にある専門工事について、電子申請日から過去10年間に完了又は完了予定の工事(官公庁・民間実績、元請・下請を問いません)がある場合に、専門工事コード1つにつき契約金額が最高のものを1つだけ入力してください。

(8) 税の未納がないことの確認

(9) 納税状況の確認についての同意

納税状況の確認について同意をする際に、「課税番号」欄に入力する番号は、豊根村からの納税通知書等に記載されている「納税通知書番号」を入力してください。複数の税目の納税通知書があり、通知書番号が異なる場合は、村民税(法人であれば法人村民税、個人事業者であれば村民税)、軽自動車税、固定資産税で、いずれかの通知書番号を1つ入力してください。

(補足説明:課税番号について)

マニュアルでは必ず課税番号「0」を入力するように記載されていますが、これは、システム上は、入力しなくても次画面へ遷移する仕様となっています。

コード一覧

別表1 国土交通大臣・都道府県知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表2 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種
(例示)

番号	発注工事の種類(例示)	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 (総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。)	土木工事業 (なお、プレストレストコンクリート工事の場合、専門工事の申請が必要です。)
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 (しゅんせつ船を必要とする工事)	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道処理工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 (電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。)	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事

16	建築物除去工事	とび・土工工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表にかかわらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表3 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業		
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表4 専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート(PC)	プ
とび・土工・コンクリート工事業	道路標識工事 防護柵工事 視線誘導標工事 反射鏡工事 道路鋳工事 法面保護工事 遮音壁工事	標 防 視 反 鋳 法 遮
塗装工事業	路面標示工事	路

別表5 専門工事コード

希望業種		専門工事		希望業種		専門工事			
コード	業種名	コード	工事内容	コード	業種名	コード	工事内容		
01	土木工事業	001	下水道開削工法	17	塗装工事業	001	建物塗装工事		
		002	下水道シールド工法			002	橋梁塗装工事		
		003	下水道推進工法			003	路面標示工事		
		004	道路工事	18	防水工事業	001	アスファルト防水		
		005	橋梁下部工(橋台・橋脚)工事			002	モルタル防水		
		006	鉄筋コンクリート橋工事			003	塗膜防水		
		007	木橋工事			004	シート防水		
		008	河川工事			005	目地防水		
		009	電線共同溝	19	内装仕上げ工事業	001	インテリア工事		
		010	治山工事			002	畳工事		
		011	PC	20	機械器具設置工事業	001	エレベーター工事		
02	建築工事業	001	木造建築工事			002	ポンプ据付工事		
		002	鉄骨道建築工事			003	舞台装置設置工事		
		003	鉄筋コンクリート造建築工事	22	電気通信工事業	001	TV 電波障害防除設備工事		
		004	鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事			002	無線通信設備工事		
		005	プレハブ建築工事			003	有線通信設備工事		
001	地すべり防止工事	004	情報提供設備工事						
002	地盤改良工事(薬液注入工法)	005	画像設備工事						
05	とび・土工事業	003	地盤改良工事(ボ-リンググアウト工法)	006	情報処理設備工事				
		004	フェンス設置工事(防球網設置工事含む)	007	LAN 設備工事				
		005	道路標識工事	23	造園工事業	001	公園整備工事		
		006	防護柵工事			25	建具工事業	001	サッシ工事
		007	視線誘導標工事	002	シャッター工事				
		008	反射鏡工事	003	木製建具工事				
		009	道路鋳工事	26	水道施設工事業	001	取水施設工事		
		010	遮音壁工事			002	浄水施設工事		
		011	法面保護工事			003	配水施設工事		
		012	解体工事			004	下水道処理施設工事		
		013	落石防止工事			005	導水施設工事		
		08	電気工事業	001	建築電気設備工事	27	消防施設工事業	001	泡消火設備工事
				002	道路照明等設置工事			002	二酸化炭素消火設備工事
003	太陽光発電設備工事			003	粉末消火設備工事				
09	管工事業	001	空気調和設備工事	004	スプリンクラー設備工事				
		002	給排水衛生設備工事	005	自動火災報知設備工事				
		003	浄化槽設備工事	006	非常警報設備工事				
		004	管内更正工事	28	清掃施設工事業	001	焼却炉工事		
11	鋼構造物工事業	001	鋼橋上部工事			002	溶融炉工事		
		002	河川用水門扉工事			003	省資源化リサイクル施設工事		
		003	歩道橋工事			004	粗大ごみ処理施設工事		
		004	樋門・樋管扉工事			005	高速堆肥化施設工事		
		005	橋梁耐震補強工事			006	汚水処理施設工事		
13	舗装工事業	001	アンツーカー工事			007	管理型処分場工事		
		002	クレイコート工事						
		003	透水性舗装工事						

【電子申請上の注意】 『設計委託等』(設計・測量・建設コンサルタント等)

- 1 電子申請を行う前に、申請先自治体の申請項目、別送書類の種類をご確認下さい。
ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>
- 2 各申請項目は、画面及びマニュアルに従って入力してください。以下の項目は、それぞれの説明を参考にしてください。
- 3 審査(格付)状況照会
電子調達システム(CALS/EC)にアクセスして審査(格付)の進捗状況を参照することができます。
「入札参加資格申請(本人による申請)の照会/補正」 「申請状況照会/補正申請/取下申請」 (参照する際には、ICカードが必要です。)
なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査(格付)の進捗状況を確認してください。

(補足説明：補正について)

補正指示には、次のものがあります。

職員が補正指示を出した場合(審査中補正) 代表審査自治体、申請先自治体
システムが自動的に補正指示を出した場合(仮受付中補正) 経審チェック

- 4 審査(格付)結果
電子調達システム(CALS/EC)にアクセスして格付結果を参照することができます。
「入札参加資格申請(本人による申請)の照会/補正」 「格付結果照会」
(参照する際には、ICカードが必要です。)
なお、定時申請の場合は、平成20年4月1日から参照可能です。

申請項目について

- 1 申請者情報入力（共通：マニュアル5 - 6 - 3～）
画面及びマニュアルに従って入力してください。
 - 2 契約営業所入力（申請先別：マニュアル5 - 6 - 7～）
画面及びマニュアルに従って入力してください。
- (1) 申請を希望する業種

業務	コード	業 種	業務	コード	業 種
設計	1	建築設計	建設コ ンサル タント	1 2	水産土木
	2	設備設計		1 3	造園
測量	3	一般測量		1 4	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		1 5	土質及び基礎
建設コ ンサル タント	5	河川、砂防及び海岸		1 6	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		1 7	建設環境
	7	道路		1 8	地質調査
	8	上下水道及び工業水道		補償コ ンサル タント	1 9
	9	下水道	2 0		土地評価
	1 0	農林土木	2 1		物件調査
	1 1	森林土木	2 2		事業損失

(2) 登録を受けている事業

申請時まで、次の1～9の登録を受けているものについて、登録番号及び登録年月日を入力してください。（年度、登録官公庁名は入力しないで下さい。）

- 1 . (1級・2級) 建築士事務所
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
- 2 . 測量業者
測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
- 3 . 建設コンサルタント
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
- 4 . 地質調査
地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
- 5 . 補償コンサルタント
補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
- 6 . 不動産鑑定業者
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
- 7 . 土地家屋調査士

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて入力してください。）

8 . 司法書士

司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 6 条による登録を受けている場合

9 . 計量証明事業者

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 号による登録を受けている場合

3 共通情報入力（申請先別：マニュアル 5 - 6 - 24 ~）

自己資本額、損益計算書、貸借対照表については、財務諸表等の写し（現況報告書及び決算報告書等）を参考に千円未満は切り捨てて入力してください。

(1) 年間実績高

ア 「イ 直前 1 年度分決算」とは、申請日直前に確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「ア 直前 2 年度分決算」とは、直前 1 年度決算の決算を、「ウ 直前 2 年間の平均実績高」とは、両決算の合計を 2 で除して得た額（千円未満四捨五入）を入力してください。

イ 営業年度（決算日）の変更等で 1 年に満たない決算がある場合には、下記の例により不足月数分を直前 3 年度分の決算の売上から補充し算定してください。

(例) 直前 1 年度の不足月数が 3 月の場合

$$\frac{(\text{直前 3 年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前 2 年度分決算} + \text{直前 1 年度分決算}}{2}$$

2

= 直前 2 年間の年間平均実績高

ウ 新規に営業を開始することにより 2 年間に満たない場合は、以下の計算式により算定してください。

$$\text{各営業年度の実績高の合計額} / 2 = \text{直前 2 年間の年間平均実績高}$$

エ 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併後の各企業の売上も通算してください。

各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを入力し、建設業及び物品製造業等の実績は含まないで下さい。

(2) 自己資本額

ア（平成 18 年 5 月 1 日の会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）に基づく決算の場合

・「払込資本金」欄には、法人にあつては、払込み済みの額を、個人にあつては、次期繰越資本金を入力してください。

・「準備金・積立金」欄には法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額を入力してください。（剰余（欠損）金処分は 0 としてください。）

・「次期繰越利益（欠損）金」欄には繰越利益剰余金の額を入力してください。

・「直前決算」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄については、申請日直前の決算より入力し、「決算後の増減」欄については、当該直前決算日から申請日までの間における増減額を入力してください。

イ（上記改正前の基準に基づく決算の場合）

・「払込資本金」欄には、法人にあつては、払込み済みの額を、個人にあつては、次期繰越資本金を入力してください。

・「準備金・積立金」欄には法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金

(退職手当積立金等)との合計額を入力してください。

・「直前決算」及び「剰余(欠損)金処分」の各欄については、申請日直前の決算より入力し、「決算後の増減」欄については、当該直前決算確定日から申請日までの間における増減額を入力してください。

(3) 損益計算書

「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算により入力してください。

(4) 貸借対照表

「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額」の各欄は、直前1年度分決算により入力してください。

(5) 経営比率

「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点第2位以下の数値を四捨五入して小数点第1までの数値を入力してください。

(6) 営業年数

「営業年数」欄には、申請を希望する業種に係る事業開始日(2以上の申請業種の場合は最も早い開始日)から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は切り捨て)を入力してください。

(7) 申請自治体に対する指名・契約実績

申請を希望する業種について、電子申請日をさかのぼって2年前から電子申請日現在までに豊根村(本村の外郭団体である公社等からの指名・契約実績を除く。)から受けた指名(見積りを含む。)又は契約した実績の有無を入力してください。

(8) 常勤職員数

申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日現在において常時雇用している従業員の内、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員(兼業部門等職員)の数を記入してください。なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

(9) 外資状況

外資系企業(日本国籍会社を含む。)のみ「国名」に外国名を、「(比率 %)」内に当該国の資本比率を入力してください。なお、「日本国籍会社(比率 100%)」とは100%外国資本の会社を、「日本国籍会社(%)」とは一部外国資本の会社をそれぞれさします。

(10) 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(11) ISO認証取得状況

申請時において、ISO9001、9002、ISO14001のいずれかについて、(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください

(12) 有資格者数

ア 該当する資格について、申請日現在における該当者の人数を入力してください。なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。ただし、1級 ・ 2級 (建築士については「木造」を含む。) 士 ・ 士補等

については上位のもののみ、技師士については同一部門内でいずれかを1つを、また、RCCMについては希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

〔1人で重複できない資格は、下記の番号の組合せ〕

1と2	3と4	5と6	7と8	9と10
11と15	17～19	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79と	89と90	91と92

イ 「実人員」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

4 個別情報入力（共通：マニュアル5 - 6 - 29～）

（1）代表取締役（個人事業主）の略歴書

（2）税の未納がないことの確認

（3）納税状況の確認についての同意

納税状況の確認について同意をする際に、「課税番号」欄に入力する番号は、豊根村からの納税通知書等に記載されている「納税通知書番号」を入力してください。複数の税目の納税通知書があり、通知書番号が異なる場合は、村民税（法人であれば法人村民税、個人事業者であれば村県民税）、軽自動車税、固定資産税で、いずれかの通知書番号を1つ入力してください。

（ 補足説明：課税番号について）

マニュアルでは必ず課税番号「0」を入力するように記載されていますが、これは、システム上は、入力しなくても次画面へ遷移する仕様となっています。

コード一覧
別表1 有資格

技術士		技術士補	
建設部門		2 3	建設部門
1	土質及び基礎	2 4	水道部門
2	土質及び基礎以外の有資格者数	2 5	農業部門
水道部門		2 6	林業部門
3	上水道及び工業用水道	2 7	水産部門
4	下水道	2 8	機械部門
農業部門		2 9	電気・電子部門
5	農業土木	3 0	衛生工学部門
6	農村環境	3 1	情報工学部門
林業部門		3 2	応用理学部門
7	森林土木	3 3	環境理学部門
8	林業	R C C M	
水産部門		3 4	河川、砂防及び海岸
9	水産土木	3 5	港湾及び空港
1 0	水産水域環境	3 6	道路
機械部門		3 7	上水道及び工業用水道
1 1	流体機会	3 8	下水道
1 2	建設、鉱山、荷役及び運搬機械	3 9	農業土木
1 3	機械設備	4 0	森林土木
1 4	化学機械	4 1	水産土木
1 5	上記以外の機械部門の有資格者	4 2	造園
電気・電子部門		4 3	都市計画及び地方計画
1 6	電気・電子部門の有資格者	4 4	土質及び基礎
衛生工学部門		4 5	鋼構造及びコンクリート
1 7	水質管理	4 6	建設環境
1 8	廃棄物処理	4 7	上記以外のR C C Mの有資格者
1 9	廃棄物管理計画		
情報工学部門			
2 0	情報工学部門の有資格者		
応用理学部門			
2 1	地質		
環境部門			
2 2	環境部門		

その他			
4 8	1 級建築士	7 4	第 1 種電気主任技術者
4 9	2 級建築士	7 5	第 2 種電気主任技術者
5 0	測量士	7 6	第 3 種電気主任技術者
5 1	測量士補	7 7	環境計量士
5 2	1 級土木施工管理技士	7 8	熱管理士
5 3	2 級土木施工管理技士 (土木)	7 9	公害防止管理者水質関係第 1 種
5 4	2 級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)		公害防止管理者水質関係第 2 種
5 5	2 級土木施工管理技士 (薬液注入)	8 0	第 1 種伝送交換主任技術者
5 6	1 級管工事施工管理技士	8 1	路線主任技術者
6 7	2 級管工事施工管理技士	8 2	土地区画整理士
5 8	1 級建設機械施工技士	8 3	畑地かんがい技士
5 9	2 級建設機械施工技士	8 4	農村集落排水計画設計士
6 0	1 級造園施工管理技士	8 5	農業土木技術管理士
6 1	2 級造園施工管理技士	8 6	地質調査技士
6 2	下水道技術検定 1 種	8 7	土地家屋調査士
6 3	下水道技術検定 2 種	8 8	司法書士
6 4	下水道技術検定 3 種	8 9	不動産鑑定士
6 5	下水道処理施設管理技士	9 0	不動産鑑定士補
6 6	推進工事技士	9 1	公認会計士
6 7	小規模ダム工事総括管理技術者	9 2	公認会計士補
6 8	ダム工事総括管理技術者	9 3	税理士
6 9	地すべり防止工事士	9 4	補償業務管理士
7 0	基礎施工士	9 5	木造建築士
7 1	コンクリート主任技士	9 6	中小企業診断士
7 2	コンクリート技士	9 7	建築設備士
7 3	土木用コンクリートブロック技士		